

令和 2 年 2 月 2 1 日

保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は本市の教育活動にご理解ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

標記につきまして、り患した場合やり患の疑いがある場合の適切な対応についてお願いしているところですが、各種メディアでも報道されていますとおり、新型コロナウイルス感染症の情報については、日を迫うごとに更新されております。

つきましては、下記のとおり対応について更新いたしますので、ご協力お願いいたします。また、厚生労働省より右記のとおり周知が、大阪府教育庁より裏面のとおり情報提供がありましたので、併せてご覧いただき、適切な対応をお取りくださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校を休み外出を控えてください。また、そのような場合は、毎日体温を計測して記録しておいてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発症が疑われるのは、以下のア～オのような場合です。

ア 37.5℃以上の発熱 かつ呼吸器症状(※1)があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた  
イ 37.5℃以上の発熱 かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方と濃厚接触(※2)があった  
ウ 発熱 又は呼吸器症状(軽症を含む)があり、新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触があった  
エ 風邪の症状 や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている } 高齢者や基礎疾患等のある方(※3)は、左記症状が2日程度続く場合とする  
オ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある }  
※1 呼吸器症状 … のどの痛み、咳、呼吸困難感、鼻水・鼻づまり 等  
※2 濃厚接触 … 「同一居住者として過ごした」、「適切な感染予防策を講じず2m以内でり患者と対面接触した」場合 等  
※3 基礎疾患等のある方 … 糖尿病・心不全・呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方 等の重症化しやすい方(妊婦も同様とする)

上記のア～オの条件に当てはまる場合は、①学校園へ連絡し休む ②最寄りの帰国者・接触者相談センター(保健所)へ連絡し指示を仰ぐ ③マスクを着用して医療機関を受診以上の対応をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症にり患した、又は確定していないがり患した疑いがある場合、「学校保健安全法第19条」に基づき出席停止の措置を取ることがあります。
- ・予防にあたっては、一般的な感染症対策同様に、咳エチケットや手洗いなどの励行、可能な限りマスクの着用をお願いします。